

札幌学院法学

第32巻 第1号

〔論説〕

- 婚外子法定相続分規定違憲決定における憲法論 ……………伊藤 雅 康 1
ドイツ住宅手当の制度と法——2009年法を経て……………嶋田 佳 広 41

〔翻訳〕

- 回想・鄭鍾勗「法の妥当根拠について」(1)
…………Zong Uk Tjong, Das Problem der Rechtsgeltung in der Lehre
Radbruchs (1967)……………鈴木 敬 夫 訳 177

札幌学院大学 総合研究所

2015年12月

札幌学院大学総合研究所法政研究会規程

平成三十二年七月一五日 制定

(目的)

第一条 本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第一〇条に基づき、法政研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 本部会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

(事業)

第三条 本部会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の編集
(二) 研究会・講演会の開催
(三) その他本部会の任務を達成するために必要な事項

(組織)

第四条 本部会は、次の者をもって組織する。
(一) 法学部所属の研究員(通常部会員)
(二) 法学部以外の学部所属の研究員または名譽教授であつて、総会の承認を得た者(特別部会員)
(三) 本部会の趣旨に賛同し、かつ、総会の承認を得た者(客員部会員)

(總會)

第五条 總會は、通常部会員をもつて構成する。
二 總會は、本部会の運営に関する重要事項を審議承認する。

(總會)

三 總會は、部会長がこれを招集する。また、通常部会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時總會を招集しななければならない。

附則
この規程は、平成三十二年七月一五日から施行し、平成三十二年四月一日から適用する。

(役員)

第六条 本部に、次の役員を置く。
(一) 部会長 一名
(二) 幹事 若干名
二 部会長は学部長が、総務幹事は研究支援委員が、それぞれ兼ねるものとする。
三 役員は總會で互選する。

(部会長)

第七条 部会長は、部会を代表し、会務を総括主宰する。

(総務幹事及び幹事)

第八条 総務幹事は、部会長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
二 総務幹事及び幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

(細則への委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に必要な手続その他の事項については、總會においてこれを定める。

(改廃)

第一〇条 本規程の改正については、通常部会員総数の三分の二以上の者が出席し、その過半数の同意がなければならない。

附則

この規程は、平成三十二年七月一五日から施行し、平成三十二年四月一日から適用する。

会員名簿

会長

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 清 | 家 | 伊 | 岡 | 小 | 神 | 小 | 笹 | 佐 | 佐 | 嶋 | 千 | 西 | 向 | 松 | 田 | 莊 | 宇 | 鈴 | 吉 |
| 水 | 藤 | 田 | 澤 | 谷 | 杉 | 川 | 木 | 藤 | 田 | 尾 | 葉 | 尾 | 尾 | 本 | 處 | 本 | 子 | 木 | 川 |
| 敏 | 愛 | 雅 | 隆 | 章 | 伸 | 敏 | 眞 | 佳 | 寛 | 敬 | 裕 | 裕 | 博 | 博 | 一 | 敬 | 日 | 出 | 男 |
| 行 | 子 | 康 | 美 | 生 | 彦 | 健 | 世 | 紀 | 樹 | 加 | 加 | 加 | 之 | 志 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 |

総務幹事
特別部会員

執筆者紹介（掲載順）

伊藤 雅康・札幌学院大学法学部教授

嶋田 佳広・札幌学院大学法学部准教授

鈴木 敬夫・札幌学院大学名誉教授

札幌学院法学 第32巻第1号

2015年12月21日発行

編集者 札幌学院大学 総合研究所 法政研究部会

発行者 札幌学院大学 総合研究所

代表者 中村永友

〒069-8555

北海道江別市文京台11番地

電話 (011)386-8111(代)

印刷 株式会社アイワード

SAPPORO GAKUIN LAW REVIEW

Vol. 32 No. 1, 2015

[Articles]

- On the order of the Supreme Court about the discriminatory provision of
intestate succession in the Civil Code.....Masayasu ITO 1
- Wohngeldrecht in Deutschland - vor und nach der Neuregelung 2009
.....Yoshihiro SHIMADA 41

[Translation]

- Das Problem der Rechtsgeltung in der Lehre Radbruchs
.....Zong Uk TJONG 177
- Translator : Keifu SUZUKI

Published by
Research Institute
of
Sapporo Gakuin University
Ebetsu, Japan

札幌学院法学

第32卷 第1号

札幌学院大学 総合研究所

2015年12月